

## 2. 妊娠がわかったら

### こども家庭センター「ぽっぽセンター」

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-736-1110

「ぽっぽセンター」には、専門的な知識を持った助産師や保健師が常駐しています。妊婦さんの健康相談や、出産後の母乳相談や育児に関する相談、赤ちゃんの身体測定などを実施しています。そのほか、妊娠期から子育て期に関するさまざまな悩みや相談に応じています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

#### 《母子健康手帳・父子健康手帳》

医師から妊娠と診断され、妊娠の届出をすると母子健康手帳が交付されます。父親になる方でご希望のある方には、父子健康手帳をお渡しします。

#### 《妊婦健康診査助成券・新生児聴覚スクリーニング検査助成券・産婦健康診査助成券》

妊娠の届出をすると、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券、産婦健康診査助成券が交付されます。埼玉県と契約している医療機関等の窓口で助成券を提出していただくことで、検査費用の一部が助成されます。

産婦健康診査について助成を受けるには、基本的な健康診査と「こころの健康チェック」の実施が必ず必要です。

(※契約していない医療機関等では、助成券は使用できず、健診費用は自己負担となります。その場合、出生後にこども相談課窓口で手続きを行うことにより、限度額の範囲で助成を受けることができます。)

#### 《妊婦歯科健康診査受診券》

妊娠の届出をすると、母子健康手帳と一緒に春日部市妊婦歯科健康診査受診券が交付されます。妊婦歯科健康診査は、妊婦に対して歯周疾患を早期に発見し、保健指導など正しい知識を普及することにより、出産後も、母子ともに歯と口の健康意識を高められるよう、実施しています。受診券に必要な事項を記入のうえ、春日部市内の歯科実施医療機関に事前予約して受診してください。妊娠中に1回、歯科検診が受けられます。

## ママパパ学級 ※要予約

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1112

初めて出産を迎える方を対象に行っています。妊娠中のこと、出産のこと、育児のことなどを一緒に学びましょう。ママだけの受講や、パパと一緒にの受講もできます。

- 会場：春日部市保健センター
- 定員：1回目 24組(年10回)  
2回目 24組(年12回)
- 内容：

1回目	歯科講話・妊娠中の栄養	歯科医師・管理栄養士
2回目 ※	抱っこ・オムツ替え・着替えの仕方（体験） 赤ちゃんのお風呂の入れ方	保健師・助産師
	乳房ケア・出産の経過・パパの育児・産後のママのメンタルヘルス・	

※1回目を受講してから、2回目に進みます

## 産後ケア事業（宿泊型）

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1110

出産直後は、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからなかったり、お産と育児の疲れから心身の調子が不安定になることもあります。助産師などから育児についてのアドバイスを受けながら過ごし、お母さんの心身を整え、安心して子育てができるよう、産後ケア事業を行っています。

- 利用できる方：利用時に市内に住所がある産後4か月未満（春日部市立医療センターの利用の場合産後2か月未満）のお母さんと赤ちゃんで、以下の全てに当てはまる方
  - ・ご家族などから家事や育児の援助が十分に受けられない方
  - ・お母さんの心身に不調がある、または育児などに対する不安が強い方
  - ・お母さんと赤ちゃんともに医療的ケアが必要ない方
- 利用内容：①お母さんのケア（産後の健康状態のチェック、乳房ケアなど）  
②赤ちゃんのケア（健康状態のチェック、体重のチェックなど）  
③育児相談、授乳指導、産婦への食事の提供  
※市の産後ケア事業は、休息のみを目的としたものではなく、自宅での育児が安心して行うことができるよう、お母さんの心身の調子を整えたり、育児の方法を練習したりする目的があります。

- 利用日数：1回の出産につき7日まで利用可能です（例：1泊2日の場合2日とカウント。分割での利用も可能です。）

※施設のベッドの空き状況により、希望通りの日程で利用ができないことがあります。

●利用料金（利用者負担金）

世帯区分	金額など
住民税課税世帯	1日あたり2,500円（1泊2日の場合は5,000円） （注意1）5日目まで上記の額 （注意2）6日目・7日目は1日あたり5,000円
住民税非課税世帯	無料
生活保護世帯	無料

●利用できる施設

（令和6年3月1日現在）

実施施設	対象	住所
春日部市立医療センター	産後2か月未満	中央 6-7-1
助産院母魂	産後4か月未満	不動院野 1484-28
分娩館医院	産後4か月未満	備後西 5-4-28

（注意）施設により対象となる期間が異なりますので、ご確認ください。

